5.11　事後調査報告書の提出時期等

事後調査報告書は、予測・評価した項目ごとに調査が完了した後、速やかにとりまとめて提出するものとします。

なお、事後調査報告書の提出時期等については、表5.11-1に示すとおりとします。

表 5.11-1　事後調査報告書の提出時期一覧

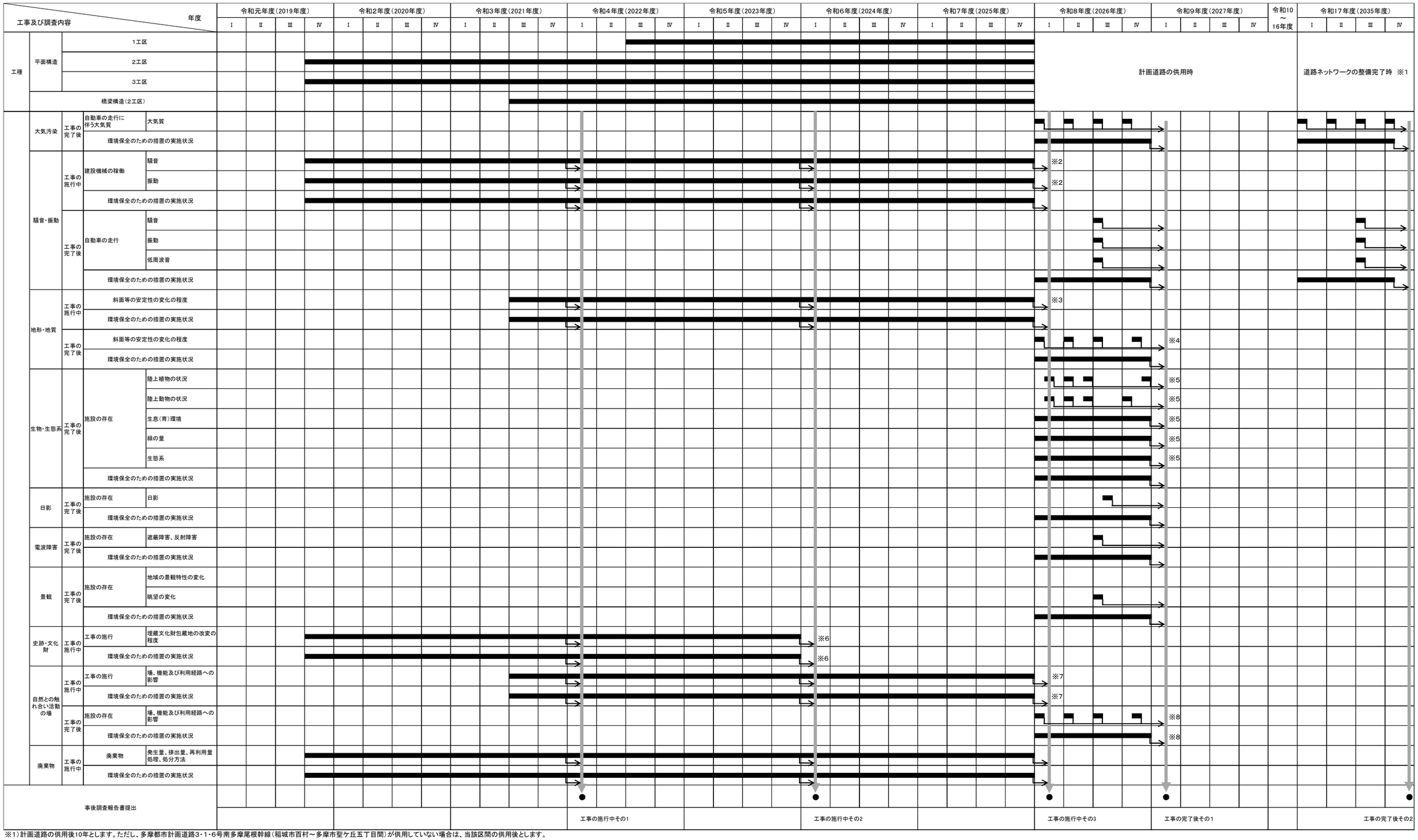

※1）計画道路の供用後10年とします。ただし、多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ケ丘五丁目間）が供用していない場合は、当該区間の供用後とします。
※2）各工種・作業内容において、主要な建設機械が最も多く稼働する時点とし、適宜実施します。
※3）諏訪・永山区間の急傾斜地崩落危険箇所の工事中に適宜実施します。
※4）諏訪・永山区間の急傾斜地崩落危険箇所の工事完了後に実施します。
※5）諏訪・永山区間の改変部の工事の完了後一定期間を経た時点に実施します。
※6）埋蔵文化財包蔵地を通過又は近接する地点の工事に先立ち随時実施します。
※7）諏訪・永山区間の改変部の工事の施行期間に適宜実施します。
※8）諏訪・永山区間の改変部の工事完了後に実施します。